



弁護士法人

Si-Law

改正相続法に
法律家・実務家は
どう対応すべきか。



改正相続法勉強会

2019年4月24日[水] 時間/19:00~21:00

会場 代陽公民館(八代市西松江城町2-18)

参加費 1,000円

参加対象 士業の方

主催：弁護士法人Si-Law

お申込方法の詳細は裏面をご覧ください

八代市内の士業向け勉強会 改正相続法勉強会

改正相続法について、深く知識を研鑽されたい士業様は、是非ご参加ください。



講師
弁護士法人Si-Law
代表弁護士
西田 幸広

改正相続法の施行により、
相続紛争に関する論点・解決方法は
どのように変化していくのか、
今後どのように争っていけばよいかを、
設例を交えてお話していきます。

いま抱えている課題

- 相続法の改正によって
何が変わるのか分からない
- 相続紛争に関する論点・
解決方法はどうか変化するか
- 既に施行された
自筆証書遺言について知りたい
- 今後の相続法実務の運用について
理解を深めたい

セミナーに参加することで課題を解決することができます!

今回の相続法の改正において、自筆証書遺言については今年の1月にすでに施行され、その後、一部を除いて今年の7月1日までの施行が予定されています。それでは法律家・実務家はこの改正相続法にどのように対応していけばよいのでしょうか。

改正相続法は、その多くの部分が従来の判例法理、実務運用の実法制化・制度化であり、これらに実効性を持たせるための新制度部分から構成されています。また、債権法改正とも連動している部分も存在します。今後、相続法実務はどのように運用されていくのか、全体を見渡した後、遺言・遺産分割に関連する部分を中心にお話しします。

改正相続法勉強会(2019年4月23日)のお申込みは、
ご記入後本紙をFAXにて[0965-32-8933]へご送信ください。

定員15名にて締切とさせていただきます

フリガナ 参加者 氏名	フリガナ 御社名
ご住所 (〒 -)	
TEL - -	E-mail @
FAX - -	